



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 ハウス食品グループ本社株式会社
代表者名 代表取締役社長 浦 上 博 史
(コード番号：2810、東証第一部)
問合せ先 広報・IR部長 柴 田 亮
(TEL. 03-5211-6039)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 19 年 2 月 9 日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）の一つとして、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することを決定し、同年 6 月 27 日開催の当社第 61 期定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただきました。

その後、平成 22 年 6 月 25 日開催の当社第 64 期定時株主総会および平成 25 年 6 月 26 日開催の当社第 67 期定時株主総会において、一部所要の変更を行ったうえで買収防衛策を継続することをご承認いただいております（以下、当社第 67 期定時株主総会においてご承認いただいた買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランの有効期間は、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の当社第 70 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされておりますが、当社は、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上の観点から、平成 28 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、現在の基本的内容を維持したまま、本プランを継続することを決定いたしましたので、ここにお知らせいたします。

なお、当社は、上記取締役会において、本プランの継続に関する承認議案を本定時株主総会に提出することを、出席した取締役（独立社外取締役 1 名を含む。）全員の賛成により決定いたしました。また、上記取締役会に出席した監査役（独立社外監査役 3 名を含む。）全員が、本プランの継続に賛同する旨の意見を述べております。

本プランの継続は、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆さまのご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

なお、会社法および金融商品取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令および省令ならびに金融商品取引所規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に今後改正等（法

令等の名称の変更や従前の法令等を継承する新たな法令等の制定を含みます。以下同じとします。)があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社ならびにその子会社および関連会社（以下「当社グループ」といいます。）の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能にする者である必要があると考えています。

(1) 当社グループの企業価値の源泉について

当社は、大正2年に創業し、カレー・シチュー・スパイス等の基幹製品をはじめ、健康食品事業、海外食品事業および外食事業等、将来の拡大が見込まれる市場への積極的な事業展開を図り、安定した業績と健全な財務体質を築くことにより、当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

平成25年10月1日からの持株会社体制移行を機に、新たにグループ理念“食を通じて人とつながり、笑顔ある暮らしを共につくるグッドパートナーをめざします”を策定しております。このグループ理念と、従来からの「創業理念」「ハウスの意（こころ）」の3要素をグループ理念体系と位置づけ、グループとしてめざす方向性を明確にし、一貫性をもった事業活動による成長を図っております。

当社の企業価値の源泉は、[1] ルウ製造技術や粉末化技術、レトルト技術、ビタミン、乳酸菌等の当社独自の研究・技術開発力と、これらの技術に支えられた独創的な製品開発力、[2] 家庭用や業務用、常温やチルド等、業態や温度帯の枠にとらわれず、さまざまな製品、メニューを通じて、新たな価値と豊かな食卓をお届けする豊富なラインナップ、[3] 「バーモントカレー」、「シチューミクス」、「とんがりコーン」、「C1000」等、長年ご愛顧いただくロングセラーブランドや、高いマーケットシェアを誇るトップブランドを数多く有すること、[4] ISO9001やHACCPにより運用される生産体制や安全・安心の製品をお届けするこだわりの品質保証体制、[5] 広告宣伝や営業・販促活動等、当社製品をお客さまに幅広く効果的に伝える高いマーケティング力等であり、これら創業以来培ってまいりました有形無形の財産と、お取引先、お得意先との長年にわたる堅い信頼関係によって、安心と信頼のブランド「ハウス」は醸成されてまいりました。

(2) 基本方針の内容について

当社は、当社グループの企業価値の源泉が、以上で述べてまいりましたような当社グループが長年にわたって培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者またはグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、このような当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

(3) 本プランによる買収防衛策継続の目的について

当社取締役会は、上場会社である以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主の皆さまの共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆さまのご意思に基づいて行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量取得行為（3.（2）において定義されます。以下同じとします。）の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値または株主の皆さまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しまたは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件が対象会社の適正な本源的価値を十分に反映しないもの等、対象会社の企業価値または株主の皆さまの共同の利益に資さないものも少なくありません。

少子・高齢化が進行し、価格競争の激化する厳しい市場環境のなか、当社グループが、食に関わる企業グループとして当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保、向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証およびその安定的な供給体制に加え、各製品事業において当社を取り巻く国内外のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が必要不可欠です。

これらが当社株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量取得行為の提案を受けた際には、上記の諸点のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他の当社グループの企業価値を構成する要素等、さまざまな要素を適切に

把握したうえで、当該大量取得行為が当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

一方、当社株主の状況（平成28年3月31日現在）は、別紙4に記載のとおりですが、1名を除き、10%以上保有する株主は存在せず、個人投資家や国内法人等に広く分散しております。このようななか、当社取締役会は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、または当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保することや株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組を引き続き維持することが必要不可欠であると判断し、本プランの継続を決定いたしました。なお、現時点において、特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案は受けておりません。

2. 当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

当社グループは、グループ全体としてシナジーを高め、企業価値と収益力を向上させるために、以下の事項の推進、強化に取り組んでまいります。

(1) 中期計画

当社グループでは、3年ごとに中期計画を策定し、事業の方向性を明確にしたうえで、具体的行動計画の策定と実践に取り組んでおります。

平成27年4月からスタートした第五次中期計画では、2020年（平成32年）に向けた目指す事業フレームを想定したうえで、“「食で健康」クオリティ企業への変革”をテーマとして、具体的取組を策定・実行しております。

なお、平成27年12月には、従来持分法適用会社でありました(株)壺番屋の株式を追加取得して連結子会社とし、カレーの世界のさらなる広がりに向けた体制を強化いたしました。

第五次中期計画の基本的な考え方は次のとおりです。

① 事業戦略

「香辛・調味加工食品事業」と「健康食品事業」では、既存事業の深掘りによる収益力強化を図ってまいります。また、バリューチェーン型事業との連携を図りながら、成熟市場のなかで新しい価値を創出し、お客さまにご提供する事業の立ち上げにチャレ

ンジしてまいります。

「海外食品事業」では、米国・中国・東南アジアの各エリアの収益基盤強化を進めるとともに、成長市場でのスピードアップを優先し、事業拡大を図ってまいります。

また、平成28年3月期第4四半期から新たな事業セグメントとして追加した「外食事業」においては、(株)壺番屋をグループに迎え、メーカーとレストランという異なる業態の両社が協働を進めることで、国内外でカレーの持つ価値をさらに高めてまいります。

② グループ理念の実現

「お客さま」「社員とその家族」「社会」のそれぞれに対する責任を同時遂行する企業市民として、グループ理念の実現に向け、一貫性を持った取組を推進してまいります。

③ 機能強化

中期計画・業績・投資計画やR&DテーマについてP D C Aを廻す仕組みを強化し、計画の達成に拘りを持って遂行してまいります。また、原材料の調達や製法改善などで新たな取組を進め、コスト競争力をさらに高めてまいります。

④ 資本政策

当社グループでは従来より、連結配当性向 30%以上を基準とした安定的な配当を目指すことを、利益配分の基本方針としておりました。しかし、当期より(株)壺番屋を連結子会社化したことに伴い、平成 28 年 3 月期を含めて当面の間、段階取得株式の特別利益の発生、のれんや無形固定資産の償却により、現金の動きを伴わない損益の変動が大きくなることを見込まれます。

このため、利益配分の基準となる原資からこのような変動要因を除いた方が「安定的配当」を具現化できるものと考え、平成 28 年 3 月期より利益配分の基本方針を「企業結合に伴い発生する特別利益やのれん償却の影響を除く連結配当性向 30%以上を基準とした安定的な配当を継続する」ことに修正いたします。

また、借入を含めた事業投資の上限枠を設定し、余剰資金を有効に活用した新たな事業展開を図ってまいります。

(2) 品質保証体制

当社グループは、食品メーカーとして常に安全・安心な製品をお届けするよう、品質に関する基準や方針を適宜見直すとともに、食の品質に関わる情報共有と課題検討の場

として、外部有識者を交えたグループ品質保証会議を開催しております。また、お客さまに安心して使っていただける製品を継続してお届けするため、お客さまの声を反映させた品質向上への取組を通じ、当社グループのものづくりの力の一層の強化に努めてまいります。

(3) コーポレート・ガバナンス

当社グループは、内部統制システムを、コーポレート・ガバナンス体制の充実と企業理念・経営目標の実現・達成のための仕組みととらえ、企業価値のさらなる向上と持続的な発展をめざし、グループ経営の視点でリスクマネジメント、コンプライアンスを含めたガバナンス体制の構築と運用の強化を図っております。平成27年6月より上場会社に対し導入された「コーポレートガバナンス・コード」を、ガバナンス体制を見直すよい機会ととらえ、よりよいガバナンス体制に向けた検討を進めております。会社機関におきましては、社外取締役1名（平成28年6月28日以降は2名に増員予定）を選任し、経営戦略機関に対する監督機能の強化に注力しております。また、社外監査役3名を含む5名の監査役体制で、取締役の職務執行の監査を行っており、常勤監査役2名は、主要なグループ会社の非常勤監査役を兼務することにより、グループにおける監査役監査の実効性の確保に努めております。

内部統制システムがグループとして有効に機能するよう、今後も継続的な改善に取り組んでまいります。

(4) 社会的責任

当社グループは、食を通じてお客さま、社員とその家族、社会といったステークホルダーへの責任を果たし、人とつながり、笑顔ある暮らしを皆さまと共に創るグッドパートナーを目指し、社員全員で推進するCSR活動に取り組んでおります。

環境活動におきましては、「環境理念」と「行動指針」に基づきハウス食品グループ環境方針を策定、環境マネジメントシステムであるISO14001を導入し、本業における環境活動を推進しております。

また、社会貢献活動におきましては、「ハウス食品グループの資産を活用し、社会課題の解決に貢献し続ける」活動を推進、国際社会や地域社会との調和を図りながら、ステークホルダーの皆さまとの信頼関係を構築・維持し、より良い社会の実現に貢献してまいります。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

① 本プランの概要

本プランは、当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量取得行為が行われる場合に、大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）に対し、[1] 事前に大量取得行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、[2] 大量取得行為についての情報収集および検討等を行う時間を確保したうえで、[3] 株主の皆さまへの当社経営陣の計画や代替案等の提示、および大量取得者との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

大量取得者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量取得行為が当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうか否か、および対抗措置を執るか否かの検討・判断について、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会は、上記各検討・判断について、かかる独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、当社の取締役、監査役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議および決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。独立委員会による勧告の内容は公表されるものとし、当社取締役会は、かかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決議に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さおよび合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

なお、当社取締役会が独立委員会に対して発動の是非を諮問する対抗措置の具体的内容については下記3.（7）をご参照ください。

(2) 対象となる大量取得行為

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する行為または該当する可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大量取得行為」といいます。）

す。)を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹に関する特定の株主の株券等保有割合²が 20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得³
- ② 当社が発行者である株券等⁴に関する特定の株主の株券等所有割合⁵とその特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が 20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得⁷
- ③ 上記①または②に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等に関する特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下③において同じとします。)との間で当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹(ただし、当該特定の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限ります。)

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等をいいます。以下本プレス・リリースにおいて別段の定めがない限り同じとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本プレス・リリースにおいて別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、ならびに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)は、当該特定の株主の共同保有者(金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下本プレス・リリースにおいて同じとします。)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

³ 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第 14 条の 6 に規定される各取引を行うことを含みます。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義される株券等所有割合をいいます。以下本プレス・リリースにおいて別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下本プレス・リリースにおいて別段の定めがない限り同じとします。

⁷ 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第 6 条第 3 項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

⁸ 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引または契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接または間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

⁹ ③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(3) 大量取得者に対する情報提供の要求

上記(2)に定める大量取得行為を行う大量取得者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量取得行為の実行に先立ち、当社に対して、株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)ならびに大量取得者が大量取得行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面ならびに当該書面に記名押印を行った代表者の資格証明書(以下、総称して「大量取得説明書」といいます。)を、当社の定める書式により、当社取締役会あてに提出していただきます。なお、大量取得説明書における使用言語は日本語に限ります。

本必要情報の具体的内容は大量取得者の属性および大量取得行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量取得者およびそのグループ会社等(主要な株主または出資者および重要な子会社および関連会社ならびに当社株式に係る共同保有者および特別関係者を含み、大量取得者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合はその各組合員、出資者(直接であるか間接であるかを問いません。)その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。)の詳細(大量取得者およびそのグループ会社等の具体的な名称、事業内容、資本構成、出資割合、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験、および過去10年以内における法令違反行為の有無(およびそれが存する場合にはその内容)ならびに役員の氏名、略歴および過去における法令違反行為の有無(およびそれが存する場合にはその内容)等に関する情報を含みます。)
- ② 大量取得行為の目的、方法および内容(大量取得行為の対象となる当社株券等の種類および数、大量取得行為の対価の種類および価額、大量取得行為の時期、関連する取引の仕組み、大量取得行為の方法の適法性、大量取得行為および関連する取引の実現可能性(大量取得行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容)、ならびに取得完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。なお、大量取得行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- ③ 大量取得行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。)の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠および算定経緯(算定の前提事実、算定方法、算

定機関に関する情報、算定に用いた数値情報、ならびに大量取得行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの内容およびその算定根拠等を含みます。）、ならびに取得資金の裏付け（当該資金の実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含む資金の提供者の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容、ならびに関連する具体的取引の内容を含みます。）

- ⑤ 大量取得行為により、当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業領域についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、資本政策、配当政策、資産活用策（大量取得行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）等
- ⑥ 大量取得行為完了後における当社グループの役員、従業員、ならびに関係会社および取引先等（これらが所在する地方公共団体を含みます。）その他の当社グループに係る利害関係者との関係の変更の有無およびその内容、またはそれらへの対応方針
- ⑦ 当社の一般株主との間の利益相反を回避するための方策

なお、大量取得説明書により提供していただいた当初の情報を精査した結果、当社取締役会がそれだけでは本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会は、不備のない適式な大量取得説明書を当社取締役会が受領した日から原則として10営業日（初日不算入とします。）以内に、書面により、大量取得者に対して十分な本必要情報が提供されるまで追加的に情報提供を求めます。大量取得行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会または独立委員会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、大量取得説明書に記載された本必要情報の内容が不十分であると判断した場合には、大量取得者に対し、適宜合理的な期限を定め、当社取締役会を通じて、本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

当社取締役会および独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、当社取締役会は、原則として、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

(4) 独立委員会評価期間の設定等

独立委員会が、大量取得者による本必要情報の提供が完了したと認めた場合、独立委員会は、大量取得者が開示した大量取得行為の内容に応じて、以下①または②の期

間を、独立委員会による評価、検討のための期間（以下「独立委員会評価期間」といいます。独立委員会評価期間は、本必要情報の提供が完了したと当社取締役会および独立委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします。）として設定します。大量取得行為は、独立委員会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる独立委員会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案および大量取得者との交渉等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長 60 日
- ② ①を除く大量取得行為が行われる場合：最長 90 日

独立委員会は、独立委員会評価期間内において大量取得者から提供された本必要情報に基づき、当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上の観点から、大量取得者の大量取得行為に関して評価および検討等を行います。また、独立委員会は、大量取得者に対し本必要情報の提供を求めることに加え、当社取締役会に対しても、適宜合理的な回答期限を定め、大量取得行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（当社取締役会がかかる代替案の提示を希望する場合に限ります。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提示を求めることができます。

さらに、独立委員会は、株主の皆さまのご意向の把握に努めるとともに、お客さま、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性および客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

そのうえで、独立委員会は、当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保するという観点から大量取得行為の内容を検討し、必要に応じて、大量取得行為の内容を改善させるために、当社取締役会を通じて大量取得者と協議、交渉を行います。

大量取得者は、独立委員会が、検討資料その他の情報提供または当社取締役会を通じた協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会が独立委員会評価期間内に下記（5）記載の勧告を行うに至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、独立委員会は、必要な範囲内で、独立委員会評価期間を原則として 30 日間（初日不算入とします。）を限度として延長することができるものとします。当社取締役会は、独立委員会が独立委員会評価期間の延長を決議した場合には、独立委員会の意見を聴取のうえ、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等に従って適時適切に開示い

たします。

(5) 独立委員会の勧告手続および当社取締役会による決議

① 独立委員会の勧告

独立委員会は、独立委員会評価期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量取得行為に関する勧告を行うものとします。

ア 大量取得者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量取得者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大量取得行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、独立委員会は、大量取得行為が当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうと判断したときは、かかる大量取得行為に対する対抗措置の発動を勧告します。具体的には、当社は、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量取得行為が当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(ア) 次の (a) から (e) までに掲げる行為等により、当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益に対する著しい侵害をもたらすおそれのある大量取得行為である場合

- (a) 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 会社経営を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲のもとに大量取得者の利益を実現する経営を行うような行為
- (c) 会社の資産を大量取得者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 会社経営を一時的に支配して、会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (e) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることなく、当社の株式を取得後、さまざまな策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しよ

うとするものである行為

- (イ) 強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量取得行為である場合
 - (ウ) 大量取得者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益が著しく損なわれる場合
 - (エ) 大量取得行為の条件（対価の種類および価額、大量取得行為の時期、買付方法の適法性、大量取得行為の後における当社グループの従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み著しく不十分または不適當である場合
 - (オ) 当社グループの企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社グループの企業文化を破壊すること等により、当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量取得行為である場合
 - (カ) 大量取得者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ組織と関係を有する者が含まれている場合等、大量取得者が公序良俗の観点から当社の支配株主として実質的に見て不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
 - (キ) 法令または当社の定款に違反する大量取得行為である場合
 - (ク) その他 (ア) から (キ) までに準ずる場合で、当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- イ 大量取得者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量取得者により、本プランに定める手続が遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後 5 営業日（初日不算入とします。）以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社グループの企業価値または株主の皆さま

まの共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大量取得行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社取締役会は、独立委員会の意見およびその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、大量取得行為に対する対抗措置の発動を勧告した後であっても、大量取得行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該対抗措置の中止または発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社取締役会は、独立委員会の意見およびその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

ウ 独立委員会による株主意思確認の勧告

独立委員会における評価等の結果、大量取得者等から提示された当社グループの事業計画を含む買収提案や、当社取締役会から提示された当社グループの事業計画等の間に明らかな相違があるとまでは認められない場合等にあっては、対抗措置を発動させることが当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上のために望ましいか否かの判断が困難であることも考えられます。従いまして、独立委員会は、それが望ましいと判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会において大量取得行為に対する対抗措置発動の要否や内容について、株主の皆さまの意思を確認すべきことを勧告できることとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して株主総会において株主の皆さまの意思を確認すべきことを勧告した後であっても、大量取得行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じた場合、これと異なる内容の再勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

かかる再勧告が行われた場合も、当社取締役会は、かかる独立委員会の再勧告およびその再勧告の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

② 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動もしくは不発動または株主の皆さまの意思確認のための株主総会の招集の決定その他必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大量取得行為が撤

回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

これらの決議を行った場合、当社取締役会は、取締役会の意見およびその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

また、独立委員会から上記①ウに定める株主総会において株主の皆さまの意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、法令等および定款に従い、臨時株主総会の招集手続を遅滞なく履践するものとします。当該大量取得行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等についての株主の皆さまの意思確認のための決議は、株主総会において、議決権を行使することができる当社株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。大量取得行為に対する対抗措置の発動の要否や内容等について当該株主総会において賛同する旨の決議が得られた場合、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、大量取得行為に対する対抗措置を発動します。

なお、独立委員会から上記①ウに定める株主総会において株主の皆さまの意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合、大量取得行為は、当該勧告に基づき招集された株主総会開催の日の翌日までの間実行されてはならないものとします。

(6) 本必要情報の変更

上記3.(3)の規定に従い、当社が本必要情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大量取得者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って直ちに株主の皆さまに対して開示することにより、従前の本必要情報を前提とする大量取得行為(以下「変更前大量取得行為」といいます。)について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大量取得行為について、変更前大量取得行為とは別個の大量取得行為として本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(7) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大量取得行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て等会社法その他の法令および当社の定款が当社取締役会の権限として認める相当な措置とします。大量取得行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合(以下、発行される新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の概要は、別紙3に記載のとおりです。

本新株予約権の無償割当てをする場合には、[1] 例外事由該当者(別紙3において定

義されます。以下同じとします。)による権利行使は認められないとの行使条件や、[2]当社が本新株予約権の一部を取得するときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大量取得行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

4. 株主および投資家の皆さまに与える影響等

(1) 本プランの継続時に株主および投資家の皆さまに与える影響等

本プランの継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従いまして、本プランが、その継続時に株主および投資家の皆さまの権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

本プランは、株主の皆さまが大量取得行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の大量取得行為に対する意見を提供し、さらには、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大量取得行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランの継続は、株主および投資家の皆さまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大量取得者が本プランに定められた手続を遵守するか否かにより大量取得行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆さまにおかれましては、大量取得者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆さまに与える影響等

当社取締役会は、企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保・向上することを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている相当な対抗措置を執ることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆さま（例外事由該当者を除きます。）が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会は、具体的な対抗措置を執ることを決定した場合には、適用ある法令等に従って、適時適切に開示いたします。

なお、当社取締役会が、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、また無償割当てされた本新株

予約権を無償取得する場合には、結果として一株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆さまに必要なとなる手続

対抗措置として、当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を定め、法令および当社定款に従い、これを公告いたします。基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆さまに本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、本新株予約権の無償割当てが行われる場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に当然に新株予約権者となります。ただし、例外事由該当者は、本新株予約権を行使できない場合があります。

なお、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、対抗措置の発動に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆さまに対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中に、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および変更等の内容その他の事項について、適用ある法令等に従って、適時適切に開示いたします。

6. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（[1] 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、[2] 事前開示・株主意思の原則、[3] 必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に適用開始した「コ

「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務および議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

① 企業価値および株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記1. 記載のとおり、大量取得者に対して事前に大量取得行為に関する必要な情報の提供、検討および交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大量取得行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆さまに対して提示すること、または、株主の皆さまのために大量取得者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社グループの企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

② 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆さまならびに大量取得者の予見可能性を高め、株主の皆さまに適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等に従って適時適切に開示いたします。

③ 株主意思の重視

当社は、本プランによる買収防衛策の継続についての株主の皆さまのご意思を確認するために、本定時株主総会において本プランによる買収防衛策の継続についての議案を付議し、株主の皆さまのご承認に係らしめることで、買収防衛策の継続についての株主の皆さまのご意思を反映させます。

また、上記5. 記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止が決定された場合には、その時点で本プランは廃止されることになり、その意味で本プランの存廃は、株主の皆さまのご意思に基づくこととなっております。

④ 独立委員会の設置

当社は、上記3. (1)②記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

⑤ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記5. 記載のとおり、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会の概要

- ・ 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者（(i)および(ii)についてはその補欠者を含む。）から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとする。なお、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、当社の取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

2. 独立委員会の責務

- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 対抗措置の発動もしくは不発動または株主意思確認のための株主総会の招集
 - ② 対抗措置の中止またはそれらに類する事項
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載する事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる大量取得行為への該当性の判断
 - ② 大量取得者による本必要情報の提供が完了したか否かの判断
 - ③ 独立委員会評価期間の延長の決定
 - ④ 大量取得者による大量取得行為の内容の評価および検討
 - ⑤ 本プランの修正または変更の承認
 - ⑥ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑦ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

3. 独立委員会の責務遂行のための権能

- ・ 独立委員会は、大量取得者の提出した本必要情報または大量取得説明書の記載内容が不十分であると判断した場合には、大量取得者に対し、適宜合理的な期限を定め、当社取締役会を通じて、追加的に本必要情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量取得者から本必要情報および大量取得説明書が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜合理的な回答期限を定め、大量取得者の大量取得行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（当社取締役会がかかる代替案の提示を希望する場合に限る。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
- ・ 各独立委員会委員は、大量取得行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

4. 決議の方法

- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員に事故その他やむを得ない事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・ 前項の決議にあたり、賛否同数の場合においては、議長がこれを決する。

以 上

独立委員会委員略歴

砂川 伸幸（いさがわ のぶゆき）

【略 歴】

昭和41年生まれ
平成元年4月 新日本証券株式会社入社
平成07年3月 神戸大学大学院経営学研究科博士課程修了
平成07年4月 神戸大学経営学部助手
平成10年4月 神戸大学経営学部助教授
平成11年4月 神戸大学大学院経営学研究科助教授
平成19年4月 神戸大学大学院経営学研究科教授
平成28年4月 京都大学経営管理大学院教授（現）

小林 正明（こばやし まさあき）

【略 歴】

昭和21年生まれ
昭和45年4月 日本国有鉄道入社
平成13年6月 日本貨物鉄道株式会社取締役
平成14年6月 同社常務取締役
平成16年6月 同社代表取締役専務
平成18年6月 同社代表取締役副社長
平成19年6月 同社代表取締役社長
平成24年6月 同社取締役会長
平成25年6月 同社相談役
平成27年6月 同社特別顧問（現）

蒲野 宏之（かまの ひろゆき）

【略 歴】

昭和20年生まれ
昭和46年4月 外務省入省
昭和56年4月 弁護士登録
昭和63年10月 蒲野綜合法律事務所代表弁護士（現）
平成21年4月 東京弁護士会副会長
平成25年4月 日本弁護士連合会常務理事
平成27年6月 当社社外監査役（現）

以 上

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当てをする。

2. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とする。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して行われる出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円を下限として当社普通株式1株の時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が定める額とする。

5. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 本新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする（なお、本プランに違反をした大量取得者および濫用的買収者に該当する大量取得者、その共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められない等、大量取得行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る）。

7. 当社による本新株予約権の取得

- (1) 当社は、大量取得者が本プランに定める手続を遵守しない行為を行った日その他の一定の事由が生じることまたは当社取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を当社取締役会において付すことがあり得る。

(2) 前項の取得条項を付す場合には、大量取得行為に対する対抗措置としての効果やその対抗措置としての相当性を勘案した適宜の内容の取得条項とすることができるものとする。

8. 本新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(a) 株主総会において大量取得者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合

(b) その他当社取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

当社株式・株主の状況（平成28年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数

普通株式 391,500,000株（単元株式数100株）

2. 発行済株式の総数

普通株式 102,758,690株

3. 株主数

71,631名

4. 所有者別状況

所有者区分	株主数	所有株式数	所有株式数割合
金融機関	59名	208,151 単元	20.27 %
証券会社	24	4,327	0.42
その他法人	349	425,497	41.45
外国法人等	255	95,423	9.30
個人その他	69,396	293,230	28.56
自己名義株式	1	40	0.00
合計	70,084	1,026,668	100.00

5. 大株主の状況

株主名	所有株式数	所有株式数割合
ハウス興産株式会社	12,585,616 株	12.25 %
株式会社HKL	6,700,000	6.52
株式会社三井住友銀行	3,668,027	3.57
公益財団法人浦上食品・食文化振興財団	2,872,200	2.80
味の素株式会社	2,693,543	2.62
ハウス恒心会	2,123,701	2.07
浦上節子	2,016,569	1.96
日本生命保険相互会社	1,844,810	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,761,400	1.71
三井住友信託銀行株式会社	1,750,000	1.70

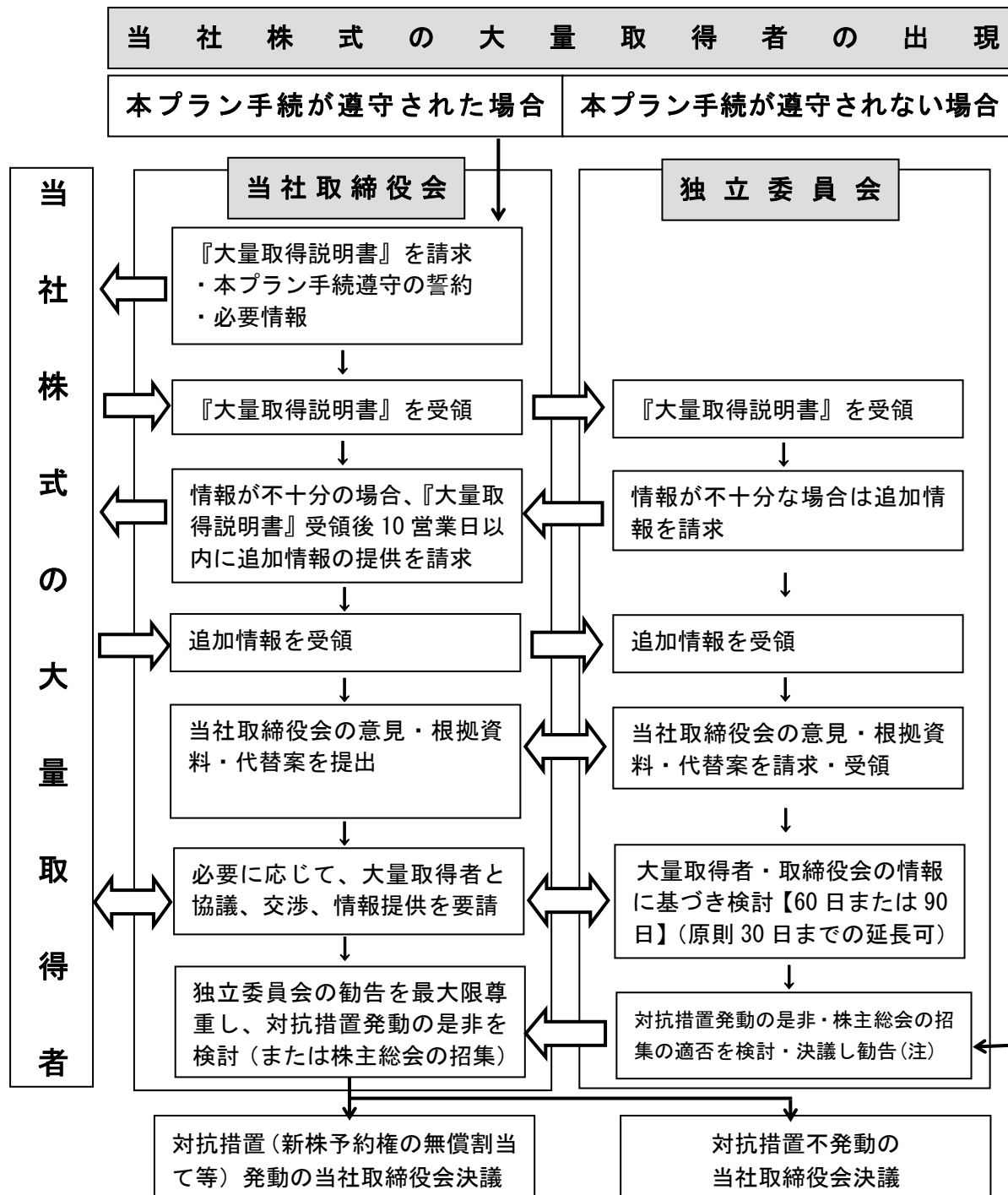
(注)1. 上記の他、当社が自己株式4,029株を所有しております。

2. 上記大株主の内、創業家および創業家に関する株主は、ハウス興産株式会社、株式会社HKL、公益財団法人浦上食品・食文化振興財団および浦上節子であり、所有株式数割合は合計で23.53%となります。

(参考資料)

当社株式の大量取得行為が行われる場合のイメージ図

以下のイメージ図は、当社株式の大量取得行為への対応策（本プラン）の概略の理解に資することを目的とするものであり、詳細については本文をご確認ください。



(注) 独立委員会による対抗措置の発動勧告は、原則として大量取得者が本プランに定める手続を遵守しない場合や、遵守した場合であっても当社グループの企業価値または株主の皆さまの共同の利益を著しく毀損すると認められる場合に行われるものとします。